

微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報の判断基準等の見直しについて

本県では、平成25年3月15日から、PM2.5の濃度が1日平均値で70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される日には、注意喚起情報を発表することとしています。

今般、環境省からPM2.5に関する「注意喚起のための暫定的な指針」に係る判断方法の改善について通知があったことから、本県においても、国の通知に基づき、12月15日（月）から、以下のように判断基準等を見直します。

1 判断基準等の見直し

| 区分        | 時期 | 変更前   | 変更後   |
|-----------|----|---|---|
| 注意喚起情報の発表 | 朝  | 各測定局午前5時～7時の平均値の中央値※が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたとき<br><午前8時頃までに発表> | 各測定局午前5時～7時の平均値のうち2番目に大きな値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたとき<午前8時頃までに発表> |
|           | 昼  | 各測定局午前5時～12時の平均値の最大値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたとき<br><午後1時頃までに発表> | 同 左   |
| 注意喚起情報の解除 | —  | 翌日午前0時に自動解除   | 2時間連続して50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となったとき（午後7時の値まで）                     |
|           |    |   | 上記以降は同左   |

※ 中央値…値が大きな順から数えて真ん中の順位となる値（現状では、上位7番目と8番目の平均値）

2 見直しの理由

- ・注意喚起を行わなかったが、結果として1日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超になる、いわゆる「見逃し」を減らすため。（予測精度の向上を図る。）
- ・日中にPM2.5濃度が改善した場合に、住民が屋外活動を控えることを解消するため。

3 注意喚起情報の周知方法（従来と変更なし）

注意喚起情報を発表した場合、県のホームページのほか、テレビ・ラジオ、各市町の防災行政無線・広報車などでお知らせするとともに、学校や福祉施設等に対しても連絡します。

（県のホームページ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/pm2-5.html>）

4 注意喚起情報が発表された場合の行動の目安（従来と変更なし）

暫定指針値（1日平均値で70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えても、すべての人に必ず健康影響が生ずるものではありませんが、次の対応措置を目安に行動してください。

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくし、その吸入を減らすことに留意すること。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動すること。

<参考>

- ・これまでの本県での注意喚起情報の発表：平成26年2月26日（昼の判断基準に該当）
- ・過去の測定値を見直し後における朝の判断基準に当てはめた場合、本県では注意喚起情報の発表に該当するものはなかった。